働き方改革を取り巻く国の動向等

第2 働き方改革を取り巻く国の動向等

1. 国の動向

(1) 「働き方改革関連法」の施行

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等のための措置を講じる「働き方改革関連法」が2018年6月に成立し、労働基準法など計8本の法律が一括改正され、順次施行となります。

また、働き方改革の意義やその趣旨を踏まえた国の施策に関する基本的な事項等を示した「労働施策基本方針」が 2018 年 12 月に閣議決定されました。

【主な改正項目の施行日】

項目	大企業	中小企業
年次有給休暇の付与義務	2019年4月1日	
フレックスタイム制の清算期間の延長	2019年4月1日	
高度プロフェッショナル制度の導入	2019年4月1日	
時間外労働の上限規制	2019年4月1日	2020年4月1日
同一労働同一賃金の実現 (パート・有期労働法関係)	2020年4月1日	2021年4月1日

(2) 人手不足への対応

政府においては、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、活躍の場を整備することが必要であるとし、現行 65 歳までとなっている継続雇用制度の義務付け年齢の引上げに向けた検討が行われています。また、2018 年12 月に、「出入国管理及び難民認定法」が改正され、外国人労働者の受入れを拡大する新たな在留資格が創設されました(施行日:2019 年 4 月 1 日)。

(3) 第4次産業革命への対応

政府は、「未来投資戦略 2017」の基本的考えの中で、第4次産業革命(Al、loT、ロボット、ビッグデータ等)のイノベーションをあらゆる産業や社会生活に取り入れる必要があるとしています。さらに「未来投資戦略 2018」において

は、第4次産業革命の技術革新が、"女性、高齢者、障害者、外国人材等が活躍 できる場を飛躍的に広げ、個々の人材がライフスタイルやライフステージに応 じて最も生産性を発揮できる働き方を選択できるようにする"と述べています。

(4) SDGs (Sustainable Development Goals/持続可能な開発目標)の推進

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標として、2015年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択されました。この採択を受けて、政府では、2016年にSDGs推進本部を設置し、2017年に「SDGsアクションプラン 2018」を決定しました。アクションプランでは、主要取組の一つに「あらゆる人々の活躍の推進」を掲げ、「働き方改革の着実な実施」や「女性の活躍推進」に注力することとしています。

2. 県内の動向

(1) 「いしかわ働き方改革等推進協議会」の設置(石川労働局)

石川県における中小企業の働き方改革推進に向け、働き方改革等の課題について、地方創生やワーク・ライフ・バランスの視点も踏まえながら、行政機関や労働団体、使用者団体など地域の関係者が幅広く情報共有、意見交換を行う「いしかわ働き方改革等推進協議会」が2018年10月に設置され、本市も構成機関として参画しています。

(2) 「第 10 次石川県職業能力開発計画」の策定(石川県)

国の職業能力開発基本計画に基づき、石川県における職業能力開発に関する基本的取組の方向性と施策を示す計画として、2018 年3月に策定されました。本計画においては、「多様な人材のニーズに応じた職業能力開発」、「生産性向上に向けた職業能力開発」、「職業能力開発体制の強化」を実施目標に掲げ、女性や高齢者、障害者など多様な人材の一層の掘り起こしや、AI、IoT等の新技術の活用も視野に入れた生産性向上に向けた取組を進めていくこととされています(計画期間:2018~2022 年度)。

(3)「石川県働き方改革推進支援センター」の設置(石川県経営者協会)

県内の中小企業・小規模事業者等を中心に、「働き方改革」の理解を図り、取組に向けた総合的な支援を行うため、石川労働局から一般社団法人石川県経営者協会への委託により、2018年4月に設置されました。同センターでは、非正

規雇用労働者の処遇改善、労働時間の短縮及び生産性向上による賃金引上げ、人材不足の緩和等に向けて、中小企業・小規模事業者等に対する技術的な支援を行っています。

3. これまでの本市の取組

(1) 金沢市長と金沢青年会議所理事長との「イクボス共同宣言」

市役所や市内の企業、団体等の働き方改革の取組の拡大を目指し、2016年11月に、市長と金沢青年会議所理事長と共同でイクボス宣言を行いました。

(2) 「金沢イクボス企業同盟」の結成

地域企業が一体となって、ダイバーシティやワーク・ライフ・バランスの考えを進める金沢の企業風土の醸成と拡大を図るため、市内企業の有志経営者が発起人となり、企業相互が連携する枠組の結成を呼びかけ、2017年2月に、「金沢イクボス企業同盟」が結成されました(加盟企業数:85社(2018年12月末現在))。



金沢イクボス企業同盟発会式

(3) 「金沢市雇用対策協定」の締結

雇用対策法に基づき、本市と石川労働局が働き方改革の推進など雇用・労働環境の改善に連携して取り組み、本市における雇用対策を効果的かつ一体的に推進するため、2018年1月に、石川労働局と「金沢市雇用対策協定」を締結しました。

【連携して取り組む主な施策】

- I. 若者の地元就職支援・UJIターンの促進
- Ⅱ. 女性の活躍促進
- Ⅲ. 高齢者の雇用促進
- Ⅳ. 障害者等の雇用促進
- Ⅴ. 人材確保の支援・総合的な雇用対策

(4) 働き方改革の情報発信

より良い職場づくりを促進し、雇用の維持・安定や労働福祉の向上を図るため、2012年度より、仕事と生活の調和の推進、労働環境の改善や整備等に積極的に取り組み、具体的な成果につなげている先進的な事業所を「金沢市はたらく人にやさしい事業所」として表彰しています。2017年度までに32社を表彰し、それらの取組は、本市の就職や雇用に関する情報を発信するホームページ「金沢市はたらくサイト」において紹介しています。

また、2017 年度からは、金沢イクボス企業同盟とも連携し、「働き方改革」をテーマにした各種セミナー(勉強会・研究会)や、先進企業の取組を紹介するフォーラム(講演会)を開催し、働き方改革への機運醸成、取組の拡大を図っています。さらに、2018 年度は、新たに、働き方改革を進めている、あるいは今後取り組もうとしている事業所を「金沢市働き方改革チャレンジ宣言企業」として募集し、その取組経過の発信を通じて、働き方改革を進めるうえでの課題や効果を共有しています。



金沢市はたらく人にやさしい事業所表彰式(2017年度)